

訪問看護契約書

(重要事項説明書、個人情報保護に関する同意書、加算同意書)

株式会社 IROHA gurashi

訪問看護ステーション IROHANA

2025.9

指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 IROHA gurashi
所在地	愛知県愛西市北一色町北田面 318
代表者名	代表取締役 佐々木 亮
電話番号	電話：0567-24-7168 ファックス：0567-28-6168

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション IROHANA
指定番号	2367290083
所在地	愛知県愛西市北一色町東田面 20 番地 3 いせやハイツ 204
電話番号	電話：0567-25-7168 ファックス：0567-28-6168

3. 事業の目的と運営方針

[事業の目的]

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

[運営の方針]

- (1) 訪問看護ステーション IROHANA（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上をめざすものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制

ステーションに勤務する職種、員数及び職務は次の通りとする。

管理者 常勤 1 名、看護職員 2.5 名以上（常勤換算）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 名以上、事務職員 1 名以上

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（国民の休日、12月29日～1月3日は除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする
----------	--

6. 営業地域

営業地域	愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、稲沢市、あま市、大治町
------	-----------------------------

※通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴

収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は実施地域を越えた地点から、1 k mあたり 2 0 円で計算し徴収する。

7. 利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用もしくは、医療保険で定める報酬に基づいたサービスにかかる額の支払いを利用者からうけるものとします。
- 利用者は、当事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月27日に利用者が指定する口座から毎月27日に振替えます。

（27日が土・日・休日の場合は、その翌日）

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡	1 提供あたり 2,000 円実費でお支払いいただきます。

※ただし、ご利用者の急な入院や受診等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10. 虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の発生・防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１） 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- （２） 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （３） 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11. 身体拘束の適正化

指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

12. 相談・苦情申し立て窓口

利用者は、当事業所の他に下記に示す国民健康保険団体連合会や市区町村の相談・苦情窓口相談・苦情を伝えることができます。連絡先は以下のとおりです。

(1) 当事業所

訪問看護ステーション IROHANA	TEL：0567-25-7168 fax：0567-28-6168 担当者名 管理者：加藤 義人 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
--------------------	---

(2) 当事業所以外

市区町村・施設	窓口	電話番号
公的団体窓口	愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
愛西市	保険福祉部 高齢福祉課	0567-55-7116
津島市	健康福祉部 高齢介護課	0567-24-1111
弥富市	健康福祉部 介護高齢課	0567-65-1111
稲沢市	市民福祉部 高齢介護課	0587-32-1286
蟹江町	民生部 介護支援課	0567-95-1111
あま市	福祉部 高齢福祉課	052-444-3141
大治町	総合福祉センター	052-442-0857
飛島村	民生部 福祉課	0567-52-1001
清須市	健康福祉部 高齢福祉課	052-400-2911
北名古屋市	高齢福祉課	0568-22-1111
千種区	福祉課 高齢福祉係	052-753-1848
東区	福祉課 高齢福祉係	052-934-1195
北区	福祉課 高齢福祉係	052-917-6523
西区	福祉課 高齢福祉係	052-523-4519
中村区	福祉課 高齢福祉係	052-453-5420
中区	福祉課 高齢福祉係	052-265-2324
昭和区	福祉課 高齢福祉係	052-735-3918
瑞穂区	福祉課 高齢福祉係	052-852-9396
熱田区	福祉課 高齢福祉係	052-683-9915
中川区	福祉課 高齢福祉係	052-363-4327
港区	福祉課 高齢福祉係	052-654-9715
南区	福祉課 高齢福祉係	052-823-9415
守山区	福祉課 高齢福祉係	052-796-4603
緑区	福祉課 高齢福祉係	052-625-3964
名東区	福祉課 高齢福祉係	052-778-3007
天白区	福祉課 高齢福祉係	052-807-3897
名古屋市	健康福祉局高齢福祉部 介護保険推進係	052-972-2591

訪問看護料金表（介護保険）

		1単位（円）			愛西市		
		10.42			6級地		
		訪問看護			介護予防訪問看護		
項目		単位数	金額	負担額 (1割の場合)	単位数	金額	負担額 (1割の場合)
訪問看護費	I 1：20分未満	314	¥3,272	¥328	303	¥3,157	¥316
	I 2：30分未満	471	¥4,908	¥491	451	¥4,699	¥470
	I 3：30分以上60分未満	823	¥8,576	¥858	794	¥8,273	¥828
	I 4：60分以上1時間30分未満	1128	¥11,754	¥1,176	1090	¥11,358	¥1,136
	I 5	A 1回あたり20分※1	294	¥3,063	284	¥2,959	¥296
	理学療法士	B 1回あたり40分（A×2回）	588	¥6,127	568	¥5,919	¥592
	作業療法士	C 1回あたり60分（A×3回）	794	¥8,271	767	¥7,990	¥800

※1 1日に3回以上訪問看護I5を行う場合（C）、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で計算する。

※2 早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）は25％増。深夜（22:00～6:00）は50％増。

但し、緊急訪問の場合は特別管理加算対象者のみに2回目以降加算される。

※理学療法士等の訪問減算 看護職員より理学療法士等の訪問が上回る場合8単位減算。介護予防訪問看護において更に12月を超えて行う場合に5単位減算となり、8単位減算の状況においては15単位減算。

項目		単位数	金額	負担額 (1割の場合)
加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ（1回につき）	6	¥63	¥7
	サービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）	3	¥31	¥4
	看護体制強化加算Ⅰ（月1回）	550	¥5,731	¥574
	看護体制強化加算Ⅱ（月1回）	200	¥2,084	¥209
	介護予防訪問看護・看護体制強化加算（月1回）	100	¥1,042	¥105
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（月1回） ※十分な業務管理体制を整備している場合	600	¥6,252	¥626
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（月1回） ※上記以外の場合	574	¥5,981	¥599
	特別管理加算（月1回）	500	¥5,210	¥521
		250	¥2,605	¥261
	ターミナルケア加算	2500	¥26,050	¥2,605
	長時間訪問看護加算（1回につき）	300	¥3,126	¥313
	複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	254	¥2,647
		30分以上	402	¥4,189
	複数名訪問加算Ⅱ	看護補助30分未満	201	¥2,094
		看護補助30分以上	317	¥3,303
	退院時共同指導加算	600	¥6,252	¥626
	初回加算（Ⅰ）	350	¥3,647	¥365
	初回加算（Ⅱ）	300	¥3,126	¥313
	口腔連携強化加算（月1回）	50	¥521	¥53
	専門管理加算	250	¥2,605	¥261
	訪問看護・介護連携強化加算（月1回）	250	¥2,605	¥261
	定期巡回・随時対	2920	¥30,426	¥3,043
	応型訪問介護看護	800	¥8,336	¥834
	事業所との連携	97	¥1,011	¥102

運営規程で定めたその他の費用（利用者負担）

その他	交通費	実施地域内は交通費無料。実施地域外においては実施地域を超えた地点から、1kmあたり20円で計算し徴収する。
	※永眠時の処置代（10,000円）	
	※日常生活用具、物品、材料費は実費とさせていただきます。	

通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス

訪問看護料金表（医療保険）

項目			料金	基本利用料(利用者負担金)		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本 利用料	訪問看護管理療養費 (1日・1回)	1日目	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
		2日目以降(訪問看護管理療養費1)	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		2日目以降(訪問看護管理療養費2)	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日・1回)	保健師、看護師、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	週3日目まで 週4日目以降	¥5,550 ¥6,550	¥555 ¥655	¥1,110 ¥1,310
		准看護師	週3日目まで 週4日目以降	¥5,050 ¥6,050	¥505 ¥605	¥1,010 ¥1,210
		保健師、看護師、作業療法士 同一日に2人	週3日目まで 週4日目以降	¥5,550 ¥6,550	¥555 ¥655	¥1,110 ¥1,310
		保健師、看護師、作業療法士 同一日に3人以上	週3日目まで 週4日目以降	¥2,780 ¥3,280	¥278 ¥328	¥556 ¥656
	訪問看護基本療養費Ⅱ (1日・1回) ※1	准看護師 同一日に2人	週3日目まで 週4日目以降	¥5,050 ¥6,050	¥505 ¥605	¥1,010 ¥1,210
		准看護師 同一日に3人以上	週3日目まで 週4日目以降	¥2,530 ¥3,030	¥253 ¥303	¥506 ¥606
		訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊時の訪問看護、管理療養費なし ※2	¥8,500	¥850	¥1,700
		緩和・褥瘡ケアの専門看護師	専門看護師と同一日に共同の訪問看護、管理療養費なし	¥12,850	¥1,285	¥2,570
加算項目 基本療養費	緊急訪問看護加算	月の14日目まで 月の15日目以降	¥2,650 ¥2,000	¥265 ¥200	¥530 ¥400	¥795 ¥600
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18～22時)、早朝(6～8時)	¥2,100	¥210	¥420	¥630
	深夜訪問看護加算(22～翌6時)	深夜(22時～6時)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
	長時間訪問看護加算	90分を超えた場合(要件・1より1回～3回)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
	複数名訪問看護加算	看護師 作業療法士等	同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥4,500 ¥4,000	¥450 ¥400	¥900 ¥800
		准看護師	同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥3,800 ¥3,400	¥380 ¥340	¥760 ¥680
		看護補助者	同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥3,000 ¥2,700	¥300 ¥270	¥600 ¥540
		看護補助者(別表7・8、特別指示) 1日・1回	同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥3,000 ¥2,700	¥300 ¥270	¥600 ¥540
		看護補助者(別表7・8、特別指示) 1日・2回	同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥6,000 ¥5,400	¥600 ¥540	¥1,200 ¥1,080
		看護補助者(別表7・8、特別指示) 1日・3回以上	同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥10,000 ¥9,000	¥1,000 ¥900	¥2,000 ¥1,800
		乳幼児加算(6歳未満)	別・厚生労働大臣が定める者・該当する場合 上記以外の場合	¥1,800 ¥1,300	¥180 ¥130	¥360 ¥260
		難病等複数回訪問加算	1日2回 同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥4,500 ¥4,000	¥450 ¥400	¥900 ¥800
			1日3回以上 同一建物内1人または2人 同一建物内3人以上	¥8,000 ¥7,200	¥800 ¥720	¥1,600 ¥1,440
加算項目 管理療養費	24時間対応体制加算(月1回)	月1回	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 上記以外の場合	¥6,800 ¥6,520	¥680 ¥652	¥1,360 ¥1,304
	特別管理加算	月1回	重症度等の高い利用者の場合 上記以外の場合	¥5,000 ¥2,500	¥500 ¥250	¥1,000 ¥500
	退院時共同指導加算	月1回	※特別管理加算対象者は月2回まで	¥8,000	¥800	¥1,600
	特別管理指導加算	1回	特別管理加算対象者・に対して退院時共同指導加算・1は乗せ	¥2,000	¥200	¥400
	退院支援指導加算	1回	長時間にわたる療養上の指導を行った場合 上記以外の場合	¥8,400 ¥6,000	¥840 ¥600	¥1,680 ¥1,200
	在宅患者連携指導加算	月1回	支援機関等と2回以上文書等・により情報共有を行い指導した場合	¥3,000	¥300	¥600
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	治療方針変更時、緊急カンファレンスを実施し共同指導した場合	¥2,000	¥200	¥400
	看護・介護職員連携強化加算	月1回	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等・により支援を行った場合	¥2,500	¥250	¥500
	専門管理加算	月1回	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む看護を提供	¥2,500	¥250	¥500
	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	オンライン資格確認等を活用した上で看護サービスを提供した場合	¥50	¥5	¥10
加算項目 その他	訪問看護情報提供療養費1・2・3	月1回	市町村、保育所等、医療機関等・に対して情報提供した場合	¥1,500	¥150	¥300
	ターミナルケア療養費1	該当月	ターミナルケアに関する計画および支援など条件・に応じて算定	¥25,000	¥2,500	¥5,000
	ターミナルケア療養費2	該当月	上記内容に合わせ、看取り介護加算の対象者の場合	¥10,000	¥1,000	¥2,000
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回		¥780	¥78	¥156

※1訪問看護基本療養費Ⅱは同一建物居住者・(同一日・他の利用者・も訪問した場合・)算定 ※2訪問看護基本療養費Ⅲは入院中の利用者様の外泊中に訪問した場合に算定

差額実費	営業時間内で2時間を超える訪問	30分ごと	¥1,000	交通費 実施地域を超えた地点から、1kmあたり20円で計算する。
	週3回を超える訪問(回数制限のある方)	1回あたり	8500	
	死後の処置	任意	10000	

訪問看護料金表（医療保険・精神）

項目					料金	基本利用料(利用者負担金)			
						1割負担	2割負担	3割負担	
基本 利用料	精神科訪問看護管理療養費 (1日につき)	1日目			¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301	
		2日目以降(訪問看護管理療養費1)			¥3,000	¥300	¥600	¥900	
		2日目以降(訪問看護管理療養費2)			¥2,500	¥250	¥500	¥750	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	保健師、看護師、作業療法士	週3日目まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665	
				30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275	
			週4日目以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965	
				30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530	
		准看護師	週3日目まで	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
				30分未満	¥3,875	¥388	¥775	¥1,163	
			週4日目以降	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
				30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416	
				精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※1	保健師、看護師、作業療法士 同一日に2人	週3日目まで	30分以上	¥5,550	¥555
	30分未満	¥4,250	¥425				¥850	¥1,275	
	週4日目以降	30分以上	¥6,550			¥655	¥1,310	¥1,965	
		30分未満	¥5,100			¥510	¥1,020	¥1,530	
	保健師、看護師、作業療法士 同一日に3人以上	週3日目まで	30分以上		¥2,780	¥278	¥556	¥834	
			30分未満		¥2,130	¥213	¥426	¥639	
		週4日目以降	30分以上		¥3,280	¥328	¥656	¥984	
			30分未満		¥2,550	¥255	¥510	¥765	
	准看護師 同一日に2人	週3日目まで	30分以上		¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515	
			30分未満		¥3,875	¥388	¥775	¥1,163	
		週4日目以降	30分以上		¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815	
			30分未満		¥4,720	¥472	¥944	¥1,416	
	准看護師 同一日に3人以上	週3日目まで	30分以上		¥2,530	¥253	¥506	¥759	
			30分未満		¥1,940	¥194	¥388	¥582	
		週4日目以降	30分以上		¥3,030	¥303	¥606	¥909	
			30分未満		¥2,360	¥236	¥472	¥708	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	外泊時の訪問看護、管理療養費なし				¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
	緩和・褥瘡ケアの専門看護師	専門看護師と同一日に共同の訪問看護、管理療養費なし				¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
	加算項目 基本療養費	緊急訪問看護加算	月の14日目まで			¥2,650	¥265	¥530	¥795
月の15日目以降			¥2,000	¥200	¥400	¥600			
夜間・早朝訪問看護加算		夜間(18～22時)、早朝(6～8時)				¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算		深夜(22時～6時)				¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
長時間精神科訪問看護加算		90分を超えた場合(要件により1回～3回)				¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名精神科訪問看護加算		保健師、看護師のいずれかと 保健師、看護師、作業療法士	1日1回	同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
				同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
			1日2回	同一建物内2人以下	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700	
				同一建物内3人以上	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430	
			1日3回以上	同一建物内2人以下	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350	
				同一建物内3人以上	¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900	
		保健師、看護師のいずれかと 准看護師	1日1回	同一建物内2人以下	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140	
				同一建物内3人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020	
			1日2回	同一建物内2人以下	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280	
				同一建物内3人以上	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040	
			1日3回以上	同一建物内2人以下	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720	
				同一建物内3人以上	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360	
精神科複数回訪問加算 ※2		保健師、看護師のいずれかと 看護補助者、精神保健福祉士	週1回	同一建物内2人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
				同一建物内3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810	
			1日2回	同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
				同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	
難病等複数回訪問加算			1日3回	同一建物内2人以下	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
				同一建物内3人以上	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160	
			1日2回	同一建物内1人または2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
				同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200	

加算項目 管理療養費	24時間対応体制加算(月1回)	月1回	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
			上記以外の場合	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
	特別管理加算	月1回	重症度等の高い利用者の場合	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
			上記以外の場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	退院時共同指導加算	月1回	※特別管理加算対象者は月2回まで	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	特別管理指導加算	1回	特別管理加算対象者に対して退院時共同指導加算に上乗せ	¥2,000	¥200	¥400	¥600
	退院支援指導加算	1回	長時間にわたる療養上の指導を行った場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
			上記以外の場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	在宅患者連携指導加算	月1回	支援機関等と2回以上文書等により情報共有を行い指導した場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	治療方針変更時、緊急カンファレンスを実施し共同指導した場合	¥2,000	¥200	¥400	¥600
	看護・介護職員連携強化加算	月1回	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に支援を行った場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	専門管理加算	月1回	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む看護を提供	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	オンライン資格確認等を活用した上で看護サービスを提供した場合	¥50	¥5	¥10	¥15
	精神科重症患者支援管理連携加算 イ	月1回	専任チームにより定期的なカンファレンスを行い週2回以上訪問	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	精神科重症患者支援管理連携加算 ロ	月1回	専任チームにより定期的なカンファレンスを行い月2回以上訪問	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740
加算項目 その他	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	オンライン資格確認等を活用した上で看護サービスを提供した場合	¥50	¥5	¥10	¥15
	訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	月1回	市町村、保育所等、医療機関等に対して情報提供した場合	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	ターミナルケア療養費Ⅰ	該当月	ターミナルケアに関する計画および支援など条件に応じて算定	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
	ターミナルケア療養費Ⅱ	該当月	上記内容に合わせ、看取り介護加算の対象者の場合	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	月1回		¥780	¥78	¥156	¥234

※1 精神科訪問看護基本療養費Ⅲは同一建物居住者に同一日に他の利用者にも訪問した場合に算定

※2 医療機関が精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者である場合に算定

差額実費	営業時間内で2時間を超える訪問	30分ごと	¥1,000	交通費 実施地域を超えた地点から、1kmあたり20円で計算する。
	週3回を超える訪問(回数制限のある方)	1回あたり	8500	
	死後の処置	任意	10000	

個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション IROHANA は、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには、正確・最新の内容を保ちます。
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- ⑦ ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 株式会社 IROHA gurashi
訪問看護ステーション IROHANA
管理者 加藤 義人

ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

訪問看護ステーション IROHANA 様

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記の必要最小限の範囲でを使用することを同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

令和 年 月 日

株式会社 IROHA gurashi

訪問看護ステーション IROHANA

愛知県愛西市北一色町東田面 20 番地 3 いせやハイツ 204

管理者 氏名 加藤 義人

個人情報保護方針に同意します。

利用者（又は代理人）

住所 _____

氏名 _____

ご家族住所 _____

ご家族氏名 _____

訪問看護 契約書

____様（以下、「利用者」とします）と訪問看護ステーション IROHANA（以下「事業者」とします）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間）

この契約期間は____年 ____月 ____日～____年 ____月 ____日までとします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。また、入院・入所等で3ヶ月以上ご利用がない場合は、契約を終了させて頂きます。

第3条（訪問看護の内容）

- 1 事業者は利用者の希望を聞き主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。
- 2 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりにサービスを利用します。
- 3 サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。
- 4 事業者は、利用者からの訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第4条（主治医との関係）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、緊急を要する場合など必要に応じて主治医に連絡を行います。

第5条（サービス従事者の配置等）

- 1 本契約において「サービス従事者」とは、訪問にてサービスを提供する、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職員をいうものとします。
- 2 事業者は、利用者の担当になるサービス従事者を選任します。
- 3 利用者は、選任されたサービス従事者の交替を希望する場合には、当該サービス従事者が業務上不適当と認められる事情とその他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、サービス従事者の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

- 5 但し、利用者は特定のサービス従事者を指定することはできないものとし、事業者の判断で配置します。

第6条（訪問看護の利用料）

- 1 利用者は介護保険法等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業者は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約できます。

第7条（利用料の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します。
- 2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

第8条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し5日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第9条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 訪問看護の実施に際し、利用者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者が、故意又は重大な過失により事業者及びサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 3 利用者が、本来のサービスから逸脱した過剰な要求や条件を事業者に求め、事業者が適切にサービスを提供しがたい事情を生じさせた場合
- 4 利用者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

第10条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 利用者が死亡した時
- 2 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった時
- 3 第8条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 4 第9条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 5 その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

第 11 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

天災などの事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

第 12 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に速やかに損害を賠償する責任を負います。
- 2 利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減額することができるものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業員は業務上知り得た利用者又は家族に対し守秘義務を負います。
- 2 事業者はサービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- 3 事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族に対し守秘義務を負います。

第 15 条（苦情対応）

- 1 事業者は利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- 2 事業者は利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

第 16 条（連携）

- 1 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
- 2 事業所は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

第 17 条（契約外条項）

- 1 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

第 18 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

重要事項説明書、料金表、個人情報保護方針の内容に同意し、訪問看護契約書の内容を理解し契約します。

令和 年 月 日

株式会社 IROHA gurashi

訪問看護ステーション IROHANA

愛知県愛西市北一色町東田面 20 番地 3 いせやハイツ 204

管理者 氏名 加藤 義人

利用者（又は代理人）

住所 _____

氏名 _____

加算同意書

24時間対応体制加算・複数名訪問看護加算・長時間訪問看護加算

難病等複数回訪問看護加算・特別管理加算・退院時共同指導加算・特別管理指導加算

退院支援指導加算・市町村等への情報提供書・訪問看護医療 DX 情報活用加算

(24 時間対応体制加算)

- ☐ 貴訪問看護ステーションの 24 時間対応体制加算により、緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算を算定することに同意します。

(複数名訪問看護加算)

- ☐ 必要があって同時に複数の訪問看護師による指定法訪問看護を実施した場合、複数名訪問看護を算定することに同意します。

(長時間訪問看護加算)

- ☐ 長時間の訪問を要する場合に対し、1 回の訪問が、90 分を超えた場合、週 1 回（15 歳未満の超重症児、準超重症児については週 3 回）長時間訪問看護加算を算定することを同意します。

(難病等複数回訪問看護加算)

- ☐ 複数回の訪問の必要があり、指定訪問看護を実施した場合、難病等複数回訪問看護加算を算定することに同意します。

(特別管理加算)

- ☐ 病気の状態から、医療的な管理が必要な為、特別管理加算を算定することに同意します。

(退院時共同指導加算)

- ☐ 病院等を退院・退所する前に病院等と訪問看護が共同して指導を行う退院時共同指導加算を算定することに同意します。

(特別管理指導加算)

- ☐ 病気の状態から医療的な管理が必要な為、病院等を退院・退所する前に指導を行う特別管理指導加算を算定することに同意します。

(退院支援指導加算)

- ☐ 病院から退院する当日に療養上に必要な指導を行う退院支援指導加算を算定することに同意します。

（市町村等への情報提供）

☐ サービス利用期間中、市町村ならびに保健所長等に対して情報提供を行うことを同意します。

（訪問看護医療 DX 情報活用加算）

☐ オンライン資格確認で診療情報を取得する訪問看護医療 DX 情報活用加算を算定することに同意します。

※なお、上記加算等の料金については、介護保険・医療保険の各料金表（別紙）をご覧ください。

上記内容について同意します。

令和 年 月 日

株式会社 IROHA gurashi

訪問看護ステーション IROHANA

愛知県愛西市北一色町東田面 20 番地 3 いせやハイツ 204

管理者 氏名 加藤 義人

利用者（又は代理人）

住所 _____

氏名 _____

【緊急時の連絡先】

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

その他連絡先 1 (氏名) _____ (続柄) _____ (電話番号) _____

その他連絡先 2 (氏名) _____ (続柄) _____ (電話番号) _____

